

事業番号										0648		
平成 2 9 年度行政事業レビューシート (厚生労働省)												
事業名		婦人相談所運営費負担金			担当部局庁		子ども家庭局			作成責任者		
事業開始年度		平成 1 4 年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室		家庭福祉課			成松 英範		
会計区分		一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		売春防止法第40条第1項 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第1項			関係する計画、 通知等		・人身取引対策行動計画2014 (犯罪対策閣僚会議(平成26年12月26日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 に関する基本的な方針 (平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)					
主要政策・施策		少子化社会対策、男女共同参画			主要経費		社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づき要保護女子等についてその転落の未然防止と保護更正を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)		都道府県内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移送等を都道府県が行う場合に要する経費の負担を行う。 ・実施主体 : 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市 ・補助率 : 5/10										
実施方法		負担										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
		予算 の 状 況	当初予算	18	18	18	17	17				
			補正予算	-	-	-	-					
			前年度から繰越し	-	-	-	-					
			翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
			予備費等	-	-	-	-					
				計	18	18	18	17	17			
				執行額	16	15	15					
				執行率(%)	89%	83%	83%					
				当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	89%	83%	83%					
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)		歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
		婦人相談所運営費負担金		17	17							
		計		17	17							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)		定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		-		-		成果実績	-	-	-	-	-	-
						目標値	-	-	-	-	-	
						達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)		-										

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業の目的は、売春防止法やDV法に基づき、都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した外国人のDV被害者や人身取引被害者への通訳の雇上費用、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移送などを都道府県が行う場合に要する経費を負担するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業であることから、国で負担する必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5／10」を負担すると規定されており、また、DV被害女子等の身体・生命に関わる事業であることから、重要性が高く、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	売春防止法やDV法に基づく、DV被害者等からの相談に対応するために必要な経費であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5／10」を負担するものであり、適正なものである。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	婦人保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において、婦人相談所の活動経費を限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	要保護女子等の人員が見込みを下回ったことから執行率が83%となったものである。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	平成26年度から平成28年度にかけて、婦人相談所における相談件数は横ばいではあるが、要保護女子等に対し生活支援等を行った人数は年々増加しており、DV被害者など、要保護女子等の保護の推進が図られている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	平成28年度において、当初見込み1,795人に対して活動実績が1,456人であり、また、執行率についても8割以上であることから、ほぼ見込みどおりとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	婦人相談所運営費負担金は、都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等を他道府県が行う場合に要する経費の負担を行うものであり、婦人保護事業費補助金や婦人保護事業費負担金とは事業内容、費目、使途が異なるものであり、適切な役割分担がなされている。
	所管府省名	事業番号	事業名	
	厚生労働省	0647	婦人保護事業費補助金	
	厚生労働省	0649	婦人保護事業費負担金	
点検・改善結果	点検結果	本事業は、都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した外国人のDV被害者や人身取引被害者への通訳の雇上費用、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移送などを都道府県が行う場合に要する経費を負担するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業である。 予算の執行率は平成26年度89%、平成27年度83%、平成28年度83%と高い割合で推移しており、また、保護人員においても平成26年度に1,438人、平成27年度1,447人、平成28年度1,456人と年々増加していることから、今後も支援を必要とする女性に対して必要な相談等を実施するためにも、平成30年度以降も引き続き本事業を実施し、婦人相談所の体制整備を推進していく必要がある。		
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離が起きないように留意し、継続して事業を実施していく。		

外部有識者の所見							
点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
一部改善の事業内容	不用額については、要因を分析し必要に応じて予算に反映させること。その上で、執行率の改善を図ること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現状通り	不用額については、地方公共団体からの交付申請額が当初の見込みを下回った等の要因があるが、毎年、入所状況等について各自治体に調査をした上で、予算要求に反映しているものであり、引き続き、当初見込みと活動実績に乖離が生じないように努めていく。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	397	平成23年度	356	平成24年度	304		
平成25年度	665	平成26年度	669	平成27年度	680		
平成28年度	650						
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)	※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。						
	厚生労働省 15百万円 〔 交付申請書の内容審査、交付決定、負担金の確定等 〕 ↓ 【負担】 A. 都 道 府 県(47か所) 婦人相談所を設置する指定都市 15百万円 〔 婦人相談所の運営事業の実施 〕						
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.大阪府			B.			
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)	
	通信運搬費	通信運搬費	1				
	旅費	旅費	0.6				
	その他	消耗品費等	0.1				
	計		1.7	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大阪府	4000020270008	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	1.7	補助金等交付	-	-	-
2	千葉県	4000020120006	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	1.3	補助金等交付	-	-	-
3	東京都	8000020130001	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	0.9	補助金等交付	-	-	-
4	徳島県	4000020360007	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	0.8	補助金等交付	-	-	-
5	愛知県	1000020230006	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	0.6	補助金等交付	-	-	-
6	兵庫県	8000020280003	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	0.6	補助金等交付	-	-	-
7	神奈川県	1000020140007	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	0.5	補助金等交付	-	-	-
8	福岡県	6000020400009	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	0.5	補助金等交付	-	-	-
9	青森県	2000020020001	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	0.5	補助金等交付	-	-	-
10	京都府	2000020260002	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	0.5	補助金等交付	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-

